

## 船橋市廃棄物最終処分場の閉鎖手続きに係る指導要領

平成17年10月28日制定

平成27年4月1日一部改正

### (目的)

第1条 この要領は、事業者等が廃棄物最終処分場の廃止を行う場合に、市が事業者等に対し、公害及び災害防止の観点から、法及び関係法令等に基づき適正に行われるよう必要な指導を行うことにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
- 二 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)をいう。
- 三 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。
- 四 最終処分基準省令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)をいう。
- 五 厚生省通知 平成10年7月16日付け環水企第301号・衛環第63号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の運用に伴う留意事項について」をいう。
- 六 細則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年3月13日規則第5号)をいう。
- 七 要綱 船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱をいう。
- 八 廃棄物最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所で次に掲げるものをいう。
  - (イ) 令第7条第14号イからハマまでに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所
- 九 事業者等 次に掲げる者をいう。
  - (イ) 廃棄物の排出事業者
  - (ロ) 廃棄物処理業者 法第14条第6項若しくは法第14条の2第1項又は法第14条の4第6項若しくは法第14条の5第1項の規定による許可を既に受けている者をいう。
- 十 閉鎖協議 要綱第28条に基づく廃棄物最終処分場閉鎖協議をいう。

### (事業者等の責務)

第3条 事業者等は、廃棄物最終処分場の廃止を行うに当たっては、法その他関係法令

で定める諸基準のほか、この要領に定める事項を遵守しなければならない。

2 事業者等は、廃棄物最終処分場の廃止後に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようあらかじめ措置を講じておかなければならない。

3 事業者等は、閉鎖協議において最終処分基準省令の廃止基準を満たさなければならない。

#### (閉鎖協議)

第4条 事業者等は、規則第12条の11に基づく産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(以下「埋立処分終了届出書」という。)を市長に提出し受理されたときは、廃棄物最終処分場閉鎖協議書(指導要綱別記第9号様式)を市長に提出し、閉鎖協議をしなければならない。

2 事業者等は、前項の閉鎖協議書には次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。

一 位置図

二 付近見取図

三 事前協議から埋立終了までの経緯

四 最終処分場の図面(平面図、立面図、断面図、構造図、求積図、全景写真、境界杭位置図等)

五 公図

六 跡地利用を明らかにする書類

七 閉鎖措置に関する書類(崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の管理体制等)

八 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理方法を明らかにする書類

#### (現地調査)

第5条 船橋市環境部廃棄物指導課長(以下「廃棄物指導課長」という。)は、事業者等から埋立処分終了届出書を受理した後及び廃棄物最終処分場閉鎖協議終了報告書を受理した後、現地調査を行うものとする。

#### (協議会の組織及び運営)

第6条 廃棄物指導課長は、事業者等から提出された廃棄物最終処分場閉鎖協議書を要綱第6条に定める船橋市廃棄物処理施設設置等協議会(以下「協議会」という。)の審査に付するものとする。

#### (審査指示)

第7条 市長は、最終処分基準省令の廃止基準、厚生省通知、要綱に規定する閉鎖に係る基準及び協議会の審査結果に基づき、事業者等に対し廃棄物最終処分場の廃止を行うに当たっての留意事項、維持管理計画等について指示(以下「審査指示」という。)を行うものとする。

2 市長は、前項の審査指示を行うにあたり生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との調整)

第8条 事業者等は、審査指示を満足させるための関係機関との調整を自らの責任において行わなければならない。

(廃棄物最終処分場閉鎖協議終了報告書)

第9条 事業者等は、審査指示の調整が終了した場合は、廃棄物最終処分場閉鎖協議終了報告書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 事業者等は、前項の廃棄物最終処分場閉鎖協議終了報告書には次の各号に掲げる関係書類等を添付しなければならない。

一 最終処分基準省令の廃止基準に適合していることを明らかにする書類

二 他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類

3 市長は、廃棄物最終処分場閉鎖協議終了報告書を受領したときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。

4 市長は、前項の規定による確認により前条の調整が終了していないと認められる場合には、事業者等に対し当該事項について再度当該調整を行うことを指示するものとする。

(閉鎖協議の終了通知)

第10条 市長は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認められる場合には、事業者等に閉鎖協議が終了した旨を通知(別記第2号様式)するものとする。

(報告の徴収)

第11条 市長は、事業者等に対し、必要に応じ、調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(廃止の確認の申請等)

第12条 事業者等のうち、その廃止しようとする廃棄物最終処分場について、規則第12条の11の2の規定に基づく産業廃棄物最終処分場の廃止の確認申請は、前条の規定による通知を受けた後に当該廃止の確認申請を行うものとする。

(廃止確認証通知)

第13条 市長は、前条による廃止確認申請を受理し、最終処分基準省令の廃止基準に適合していることについて確認をしたときは、細則第34条の規定により廃棄物最終処分場廃止確認証を交付する。

(指定区域の指定及び公示)

第14条 市長は、前条による廃止確認証を交付した後、法第15条の17の規定により、廃止の確認がされた最終処分場の埋立地を指定区域として指定し、その旨を公示する。

(指定区域台帳の整備)

第15条 市長は、法第15条の18の規定により、指定区域台帳を整備するものとする。

(書類等の提出先)

第16条 本要領に基づき市長に提出する書類等の提出先は、廃棄物指導課とする。

(提出書類の部数)

第17条 第4条第1項、第9条第1項に係る書類等は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 平成10年6月17日以前に設置された最終処分場の閉鎖に係る第13条の最終処分基準省令の廃止基準などについては、「平成10年7月16日環水企第300号・生衛発第1148号：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正について」とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。